

「コーディネーター業務基準書（（社）日本臓器移植ネットワーク）」（抄）

Ⅲ-3. 家族へのインフォームド・コンセント

目的

適切な情報提供を行い、家族が臓器提供について、自由な意思決定ができるよう支援する。

注意事項

- ・ 話を聞きやすい場所と余裕のある時間を設定する。
- ・ 家族の心情に留意し、家族の言動・様子を観察しながら話す。
- ・ 説明項目を漏らさないよう、事実を具体的にありのままに話す。
- ・ 家族への説明は原則として2名以上で行う。
- ・ 家族の理解力に合わせて、分かりやすい表現と言葉を使う。特に医学用語は一般の方が理解できるよう分かりやすく説明する。
- ・ 質問の機会を十分に設ける。
- ・ 決して強制ではないことを伝える。
- ・ 撤回する自由があることを伝える。
- ・ 社会的理由から情報公開と第三者による検証会議が実施されていることへの理解を求める。
- ・ 家族の総意による承諾であることを確認する。

必要物品

- ・ 『ご家族の皆様方にご確認いただきたいこと』を複数部用意する。
- ・ 脳死判定承諾書、臓器摘出承諾書
- ・ コーディネーターの印鑑・朱肉
- ・ 名刺・身分証

方法

1. 環境の設定

- ① 可能な限り、静かな個室を用意してもらう。
- ② 家族の人数分、椅子を用意し、座席位置を確認する。

2. 家族への紹介

- ① 担当医からコーディネーターを紹介してもらう。また、担当医や看護師の立ち会いについて家族の希望を確認する。
- ② 自己紹介（名刺の提示）および家族の心情を察する旨の挨拶と、説明を聞いていただけることに対するお礼を述べる。

3. 家族関係の確認

提供について検討していただく家族の範囲を確認する（キーパーソン、同意者）。

家族がない場合、家族がないことを証明しなければならない。

4. 家族の病状および臓器提供に対する理解度の確認

- ① 病状に対して、家族が正しい認識を持ち、患者の状態を受容しているかどうかを確認する。
- ② 意思表示カード・シール等が本人により記載されたものかを確認する。
- ③ 脳死判定の概要、臓器移植を前提とした法に規定する脳死判定により脳死と判定された場合には、法において人の死とされていること、本人が臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面に表示し、かつ、家族が脳死判定及び臓器提供を拒まない場合に限り、脳死した本人から臓器を摘出することができることなどを説明し、臓器提供に関する家族の意思を確認する。

5. 臓器提供の説明

- ① 家族に対し、『ご家族の皆様方にご確認いただきたいこと』を用いて、書かれている項目を説明する。脳死判定の概要、臓器移植を前提とした法に規定する脳死判定により脳死と判定された場合には、法において人の死とされていること、本人が臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面に表示し、かつ、家族が脳死判定及び臓器提供を拒まない場合に限り、脳死した本人から臓器を摘出することができることなどを説明し、臓器提供に関する家族の意思を確認する。
- ② 医学的理由あるいは家族の心情によって、心臓停止後に腎臓、膵臓、眼球、組織を提供できることを伝える。ただし、心臓停止後の膵臓提供の場合、本人の書面による生前の膵臓提供の意思表示がなければ提供ができない。（臓器の移植に関する法律附則第4条、第5条）
- ③ 一方的な説明に陥らないように、常に家族の表情や態度に注意を払う。
- ④ 説明をいつでも中止できることを伝える。
- ⑤ 提供に同意しなくても本人や家族に不利益は生じないことを伝える。
- ⑥ 摘出されても移植に供されない場合があることや移植の成功率が100%でないことも説明する（特に生命継承を理由に承諾する家族にはこの点の説明に注意する）。
- ⑦ 情報公開の必要性やマスコミ報道の時期・公開内容等につき、第2回目の脳死判定終了後までに（可能な限り速やかに）、理解を求め了承を得る。

6. 質問の確認

家族からの質問や要望の有無を確認する。

7. 臓器提供に対する家族の意思

- ① 家族との面談の中から、家族の表現や言葉、終末期や死に対する受け止め方、本人の意思に対する受け止め方、他の家族の受け止め方を引き出す。
- ② 家族の意思が明確に固まっていない場合は、家族で相談できるように時間をおく。その際、『ご家族の皆様方にご確認いただきたいこと』を渡して検討していただく。また、希望がある場合には、他の家族にも説明の機会があることを伝える。
- ③ 家族の総意による承諾であることを十分に確認する。

8. 承諾書の作成

- ① 家族の総意を確認した後、脳死判定承諾書、臓器摘出承諾書を作成する。
- ② 承諾書の内容について読み上げて確認する。
- ③ 検査用採血、脳死判定の必要性、2回目の脳死判定終了時刻が死亡時刻となること、情報公開の必要性や、摘出臓器に付随する周囲組織の摘出等についても、再度確認する。
- ④ 提供する臓器に○（左右の別にも○）を、提供しない臓器には×を家族の代表者につけていただく。
- ⑤ 承諾者（代表）が自署し、押印していただく（印鑑を持参していない場合は、押印は必須ではない）。
- ⑥ 承諾者の代表が最も近い親族以外や未成年の場合など、他の家族との関係を十分に把握した上で承諾を得るよう留意する。
- ⑦ 説明をしたコーディネーターも自署・押印する。
- ⑧ 立会人（他の家族・担当医・看護師・院内コーディネーター）にも、自署・押印していただく（押印は必須ではない）。
- ⑨ 記入漏れがないように確認する。
- ⑩ 原本をカルテに添付し、写しを家族に渡す。日本臓器移植ネットワーク用にコピーを取る。

9. 再度の謝意と撤回の自由の担保

- ① 再度、説明を聞いていただいたことに対する謝意を述べる。
- ② 質問や要望があれば、担当医や看護師を通じていつでも連絡が取れることを伝える。また、直接コーディネーターへ連絡を取りたい場合の連絡先（携帯電話等）を伝える。
- ③ 摘出手術開始まではいつでも承諾が撤回できることを伝える。

10. その他

移植コーディネーターとしての身だしなみ・所持品には十分注意する。

11. ドナー発生施設への報告

- ① 家族の意思や状況は、担当医・看護師に報告し、今後の見通しについて伝える。
- ② 家族が持ち帰って検討中の場合、家族より担当医・看護師に臓器提供の諾否に関する連絡がなされる可能性がある旨を伝え、携帯電話番号などコーディネーターの連絡先を伝える。